

違法ダウンロードの可罰化と 消費者に与える影響

八田真行

駿河台大学経済学部

自己紹介

經緯

著作権法の平成24年改正

- ・「著作権法の一部を改正する法律案」
- ・第180回通常国会に内閣提出
- ・衆院文部科学委で修正案提出
- ・参院本会議で2012年6月20日に可決・成立
- ・平成24年法律第43号として公布
- ・2012年10月1日より施行

平成24年改正の内容

- いわゆる「違法ダウンロードの可罰化」
 - 無断配信された著作物の私的使用目的でのダウンロードの一部行為についての刑事罰の導入（119条3項）
 - 無断配信と知りながらインターネット上のサイトから音楽や動画をダウンロードした場合、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金
 - 親告罪

第30条第1項に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となっているものに限る。））であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）をいう。）の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

平成24年改正の内容（その他）

- 権利制限規定の拡充
 - 付随対象著作物の利用（30条の2）
 - 検討の過程における利用（30条の3）
 - 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（30条の4）
 - 国立国会図書館による絶版資料の自動公衆送信による提供（31条3項）
 - 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（47条の9）
- 規制対象となる技術的保護手段の回避行為の拡大（2条1項20号・30条1項2号・120条の2）

ようするにどう変わったのか

- 違法ダウンロードの刑事罰化
- DVDリッピングの違法化（ただし刑事罰無し）
 - CDリッピングは（もともと）OK、CCCDはダメ
- ストリーミング視聴は問題ない
 - YouTubeなどはOK

批判

③ 策定過程の問題

- 「違法ダウンロード刑罰化」修正案は内閣提案の改正案への修正動議
- 一部権利者団体による強力なロビイング
- 十分な議論がされたとは言いがたい

日弁連の声明

- 1.私的領域における行為に対する刑事罰を規定するには極めて慎重でなければならないところ、私人による個々の違法ダウンロードによる財産的損害は極めて軽微であり、未だ刑事罰を導入するだけの当罰性ある行為であるとは認識されるには至っていないと考えられること
- 2.違法アップロードに対する罰則規定の活用や著作権教育の一層の充実など、他により制限的でない違法ダウンロード規制手段が存在すること
- 3.ダウンロードを民事上違法とした平成21年改正著作権法の適用の実態を見極める必要があること
などから刑事罰導入に反対

ダウンロード違法化

- 著作権法の平成21年改正
 - 2010年1月1日施行
- 違法化、刑事罰は無し

消費者に与える影響

消費者の懸念

- グレーゾーンの拡大
- プライバシーの侵害
- 負のサイクルの進行

権利者団体の「本音」

- 違法着うたをなんとかしたい
- 大量・常習的ダウンロード者をなんとかしたい
- リーチサイトをなんとかしたい

根本的な食い違い

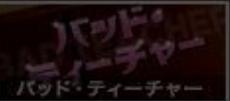
- ネットユーザ
 - データを買っている
- いわゆる権利者
 - (データが収められた) モノを売っている

TOP



KANGTA BoA
東方神起
SUPER JUNIOR
少女時代

I.A.M.
I.A.M.



ご注意ください

違法にアップロードされたこと知らず、音楽や映像をダウンロードすることは法律違反です。

その中でもCD、DVD、ブルーレイまたはインターネット配信で販売されていること知らず、音楽や映像をダウンロードすることは刑事罰の対象となります。

2012年10月1日から、法律により2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

STOP!
違法ダウンロード

2012年10月1日より音楽・映像の違法ダウンロードは、
刑事罰の対象となる場合があります。

★ NEWS & RELEASE

▶ 新着記事一覧へ

New Release

『メイキング・オブ 貴金を抱いて翔べ』
V.A.

No Image

『Disney Masterpiece Collection -CLASSIC- arranged by DAVID MATTHEWS』
V.A.

『Disney Masterpiece Collection -BOSSANOVA-』
V.A.

『Disney Masterpiece Collection -ORCHESTRA-』
V.A.

『ドリームハイ2 DVD BOX II』
V.A.

『トータル・イクリプス 第1巻』
V.A.

『WAKE UP!!!!』
幾波竜浩
-AKIHIRO NAMBA-

PLAY

グレーゾーンの拡大

- なんだかよく分からないうちに犯罪者扱いされている
- ブラックないしグレーが拡大する一方正規流通は遅れている
 - 配信
 - Digital Copy
- 利用者の利便性を考えていない
 - cf. CCCD



エルマーク

- 日本レコード協会が発行（登録商標）
- 日本レコード協会に所属する企業と正規に契約を結んでコンテンツを公開しているサイトに登録番号と共に表示
- 1493サイト、260事業者（2012年9月28日現在）

負のサイクル

- コンテンツ産業の苦境
- 権利強化
 - 「業績悪化は海賊版の横行のせいだ」 etc.
- 効果がでない
- 「まだ足りない」
- とめどもない拡大
 - 市民的自由やプライバシーの侵害

とめどもない拡大

- 音楽・映像以外への拡大
- 保護期間延長
- 非親告罪化
- スリーストライク・ルール
 - フランスでは導入 (HADOPI)
- ポリシーロンダリング
 - ACTA、TPP...
- 全ては今に始まったことではない

逸失利益の算定

- 著作権法の2004年施行改正
 - 違法に販売・譲渡・送信された数量に単位数あたりの利益を乗じたものを権利者の被害額として算定

逸失利益の算定

- 日本レコード協会の調査（2011年）
 - 違法ダウンロードの被害額は6683億円
 - 日本の音楽産業の市場規模は1兆6000億円程度

逸失利益の算定

- 12～69歳の日本の人口 × ダウンロード利用率
× 平均ダウンロードファイル数 × 1曲あたりの
平均価格
- 平均ダウンロードファイル数：1ヶ月平均32.6
ファイル

逸失利益の算定

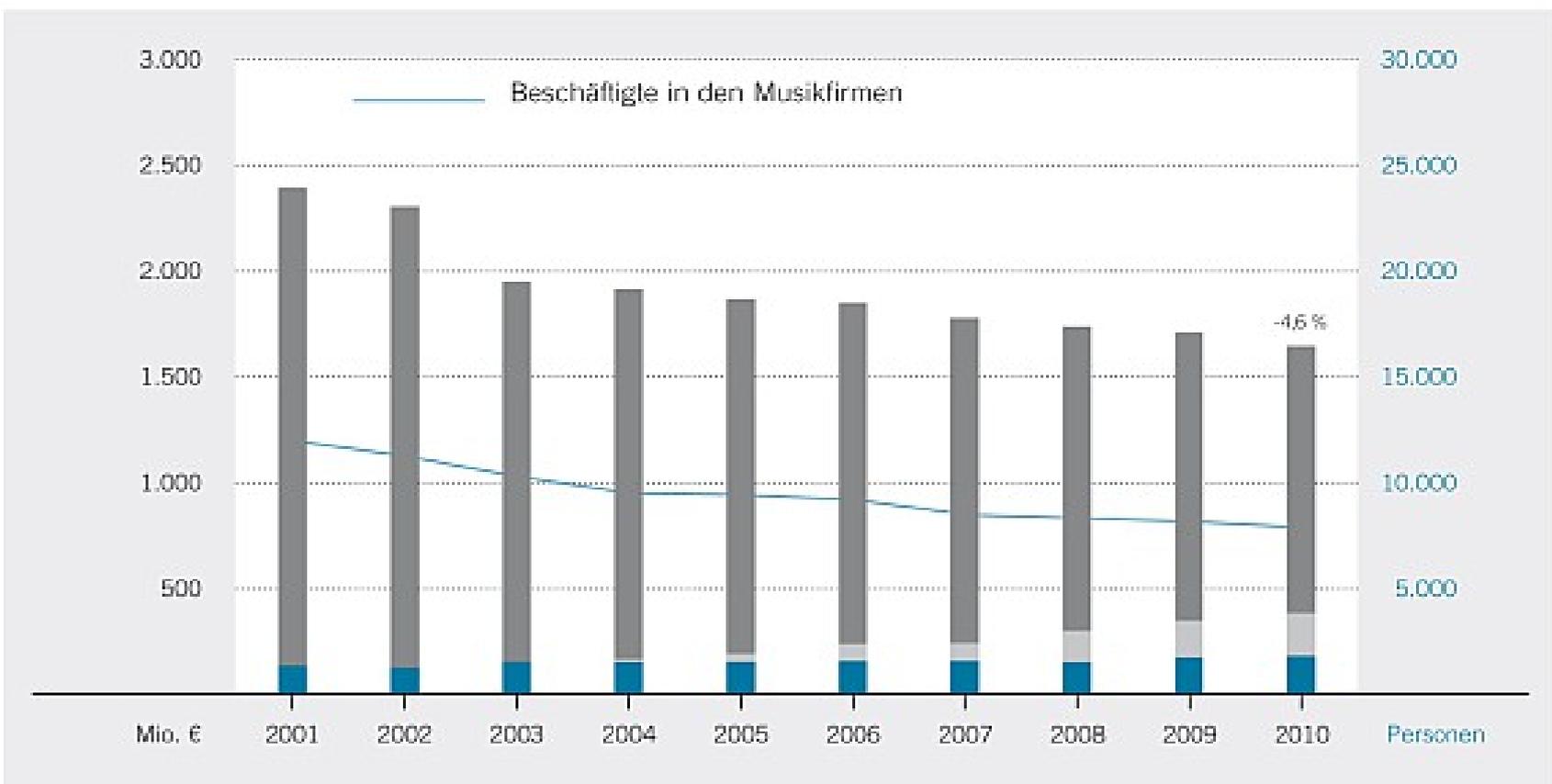
- ダウンロード利用率が過大
 - ウェブアンケート
- 平均ダウンロードファイル数も過大
 - 一握りの大量ダウンロード者

そもそも違法ダウンロードは 問題なのか

- 著作権保護を強化すると売り上げは上がるのか
 - 100円の海賊版がなくなると皆1000円の正規版を買うのだろうか

ドイツのケース

- 2008年1月1日よりダウンロード違法化



	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	Veränderungsrate
Musikverkauf (physisch und digital) ¹	2.365	2.201	1.816	1.753	1.748	1.706	1.652	1.623	1.575	1.489	-5,5% ↘
Davon physisch Gesamt	2.365	2.202	1.816	1.740	1.717	1.624	1.564	1.479	1.402	1.285	-8,3% ↘
Davon digital Gesamt	-	-	-	13	30	82	88	144	173	204	17,5% ↗
GVL-Leistungsschutzrechte ²	130	120	148	145	151	158	154	150	175	180	2,9% ↗

海賊のジレンマ

ユースカルチャーがいかんにして新しい資本主義をつくったか

マット・メイソン 著 宮川洋祐訳 八坂尚行 監修 藤本浩子 穂積順子 訳



海賊のジレンマ

- どちらかというとは海賊「が」ジレンマ
- イノベーションは海賊から
- 海賊行為により新市場が生まれ、それが新たなビジネスモデルにつながる
 - ヒップホップ
 - YouTube
- 金の卵を産むまで待つ

全体的な流れ

- ダメージとレメディが釣り合っていない
- 副作用が予想される
 - 詐欺
 - 広く網をかけて恣意的に摘発する
 - 別件逮捕

どうすべきか

- 正規版の流通拡大、サービス拡充
 - ユーザの利便性を第一に
- 本来の意味でのフェアユース導入
 - イノベーションが息づく「解放区」を私的領域にかたちづくる

ご静聴ありがとうございました

mhatta@gnu.org

本資料は
<http://miau.jp/niben>から入手可能